

第 12 回定例北見市教育委員会会議録

(令和 3 年 12 月 1 日開催)



(令和 3 年第 12 回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会

令和3年第12回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年12月1日(水)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後3時36分
2. 場 所 北見市端野総合支所2階 大会議室
3. 教育長 教育長 志 賀 亮 司
出席委員 教育長職務代理者 田 尾 航 太
委 員 堀 澤 美 貴
委 員 森 脇 正 史
委 員 水 谷 成 子
4. 出席職員
- | | |
|---------------|---------|
| 学校教育部長 | 佐々木 賢 一 |
| 社会教育部長 | 塩 浜 浩 二 |
| 学校教育部次長 | 井 上 智 之 |
| 社会教育部次長 | 田 中 喜 人 |
| 指導室長 | 小 野 朋 之 |
| 端野教育事務所長 | 坂 野 公 英 |
| 常呂教育事務所長 | 吉 竹 雅 幸 |
| 留辺蘂教育事務所長 | 石 崎 智 |
| 学校教育部主幹 | 横 山 周 平 |
| 指導室主幹 | 喜 多 哲 也 |
| 指導室主幹 | 加 藤 智 子 |
| 総務課長 | 阿 部 実 |
| 学校教育課長 | 中 嶋 正 弘 |
| 学校給食課長 | 有 坂 正 登 |
| 生涯学習課長 | 相 馬 英 雄 |
| スポーツ課長 | 井 上 篤 |
| 文化財課長 | 長谷川 和 義 |
| 北見市中央公民館長 | 水 野 慎 吾 |
| ところ遺跡の森所長 | 山 田 哲 |
| 北見市立中央図書館長 | 武 田 多 市 |
| 端野教育事務所生涯学習課長 | 加 藤 雅 明 |

常呂教育事務所生涯学習課長 中 原 一 人
留辺蘂教育事務所生涯学習課長 大 林 清 司

会議録作成者 上 田 亜沙子

5. 傍 聴 者 なし

6. 付議事件 議案第1号 北見市公民館管理規則の一部を改正する規則について
議案第2号 北見市常呂町多目的研修センター管理規則の一部を改正する規則について
議案第3号 令和4年度学校給食費の額の決定について

令和3年第12回定例北見市教育委員会議事録

(令和3年12月1日開催)

教育長
(志賀亮司) 「ただいまから、令和3年第12回定例北見市教育委員会を開会いたします。はじめに、本日の会議録作成者に上田総務係長を指名いたします。

次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願いいたします。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「なしとの発言でありますので、会議録は作成のとおり決定いたします。

次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。署名委員には、田尾委員、堀澤委員の両名を指名いたします。

次に、教育行政について報告を求めます。なお、説明、答弁については着席のままでの発言を許します。」

学校教育部長
(佐々木賢一) (学校教育行政執行報告)

社会教育部長
(塩浜浩二) (社会教育行政執行報告)

教育長
(志賀亮司) 「ただいま報告のありました教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員
(堀澤美貴) 「学校教育部で11日が生徒指導担当者教員連絡協議会、15日がブロックの教育長会議があり、持ち帰り端末のお話などをされたり、生徒指導の方の会議もあったと思うのですが、何か、問題行動とかの報告があったりですとか、持ち帰り端末で先生とか子どもたちから何か声が届いたりしているのかどうかをお聞かせください。」

指導室主幹
(喜多哲也) 「委員からご質問のありました端末の持ち帰りについてですが、現在北見市では、クロームブックを1人1台配布しておりますが、現段階でまだ持ち帰りを認めている段階ではございません。ただ、現段階で16校の小中学校で、次年度からの持ち帰りに向けて検証事業を行いました。また、3月まで各校において、何かしらの持ち帰りの検証を行いながら、成果と課題を明らかにし、令和4年度から持

ち帰りを認める方向で、今準備を進めておりますが、まだまだ色々な課題もありますので、その辺を精査しながら進めていきたいと考えております。現段階では、持ち帰りを検証している中でのトラブル等は特に報告ございません。以上でございます。」

委員 (堀澤美貴) 「わかりました。ありがとうございます。引き続き来年度から持ち帰ることになりましたら、インターネットの使い方ですとか危険性などのこともあわせて指導してほしいと思いますので、よろしくお願い致します。」

教育長 (志賀亮司) 「そのほかご質疑ありませんか。」

委員 (水谷成子) 「11月12日の第25回東京大学文学部公開講座を受講してきました。終わった後に各講座の修了証書が渡されるのですが、貴重なお話が聞けて、さらに修了証書がもらえるのが嬉しいとお話ししてくれた方がいらっしゃいました。講師の先生方も分かりやすく説明されて、難しいテーマもありましたが、貴重な経験をさせていただきました。」

教育長 (志賀亮司) 「そのほかご質疑ありませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了します。

次に、本日提案されております議案第3号「令和4年度学校給食費の額の決定について」は、議会の議決を要する案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにより、非公開で審議することといたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、非公開で審議することに決しました。

それでは、本日提案されております議案の審議に入ります。はじめに、議案第1号「北見市公民館管理規則の一部を改正する規則に

ついて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。」

中央公民館長
(水野慎吾)

「それでは私の方から、議案第1号「北見市公民館管理規則の一部を改正する規則について」を、ご説明させていただきます。議案書では1ページから3ページ、資料では3ページから15ページとなります。委員会資料によりご説明させていただきます。資料3ページの新旧対照表をお開きください。現在進めております西地区公民館改築事業に伴い、本年8月4日に開催した、第8回北見市教育委員会において「北見市公民館条例の一部を改正する条例に同意することについて」同意をいただき、9月の議会において承認いただいたところであります。今回は、関連して冷暖房使用料など管理規則の一部改正について、同意を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、上段の別表第2の1表内に記載しております、暖房使用料について、設備の変更により使用料を変更するものであり、また、冷房使用料については、新たに設備を設置することから新設するものであります。中段の別表第3の3表内に記載しております、ビデオプロジェクターについては、新たに購入するために新設するものであります。下段の4表内に記載しております、調理台用ガスコンロについては、新たに設備を設置することから新設するものであります。

次に、4ページをお開きください。別記様式の改正についてありますが、規則内で表現が不揃いだった部分の文言整理、および申請者にわかりやすい様式の改正であり、内容の変更を伴わない改正であります。なお、詳細につきましては、資料5ページから15ページに記載しておりますので、後ほど、ご覧頂きたいと存じます。私からの説明は、以上でございます。」

教育長
(志賀亮司)

「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。」

委員

「ありません。」

教育長
(志賀亮司)

「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委員

「ありません。」

教育長

「ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。」

(志賀亮司) 次に、議案第2号「北見市常呂町多目的研修センター管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。」

常呂
生涯学習課長

「議案第2号「北見市常呂町多目的研修センター管理規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

(中原一人) 議案書では4ページから5ページ。委員会資料では、16ページから27ページとなっております。委員会資料により、ご説明させていただきますので、委員会資料16ページをお開きください。

北見市常呂町多目的研修センター管理規則の別記様式については、類似施設である北見市公民館管理規則に準じて定めてきております、今回の改正につきましては、議案第1号で説明しました北見市公民館管理規則の改正に合わせて行うものです。改正の内容につきましては、公民館と同じように申請者にわかりやすい様式の改正と規則内で表現が不揃いだった部分などの文言の整理であります。なお、規則改正は、令和4年4月1日からの施行を予定しております。以上でございます。」

教育長
(志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。」

委員
(森脇正史) 「資料16ページの北見市常呂町多目的研修センター管理規則の改正後のところで、別記様式第2号のかっこを外した表記になっておりますが、これは何らかの意図があって、このようにしたと思うのですが、先ほどの議案第1号の時、資料の4ページの公民館についての改正後がかっこの付いた表記となっておりますが、この辺の統一されていないような形になるのは、これでよろしいのでしょうか。」

常呂
生涯学習課長
(中原一人)

「委員からご指摘のありました16ページの別記様式第2号の北見市常呂町多目的研修センター使用許可書兼、かっこの付いているものとかっこ付いていないものとの違いでございますけれども、大変申し訳ありません、こちらについてはかっこの付いているものが正しいものでございますので、後ほど訂正をさせていただきたいと……」

教育長
(志賀亮司) 「暫時休憩いたします。」

教育長 「休憩を閉じて、会議を開きます。事務局の説明を求めます。」

(志賀亮司)

常呂 生涯学習課長 (中原一人) 「大変申し訳ございませんでした。先ほどのかっこ付きが正しいとの説明が間違いということで、この16ページの別記様式第2号の表記が正しいものです。以上です。」

教育長 (志賀亮司) 「そのほかご質疑ありませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。次に、議案第3号については、さきほど決しましたように、非公開で審議することといたしますが、審議に入る前に、事務局よりその他の報告事項がございましたら発言願います。」

事務局 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「なければ、議案第3号の審議に入ります。暫時休憩いたします。」

※議案第3号については、議会の議決を要する案件のため、非公開で審議。

教育長 (志賀亮司) 「これにて令和3年第12回定例北見市教育委員会を閉会いたします。」